

2018/01/29 14:30 現在の情報です。

東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F
コインチェック株式会社

会社法人等番号	0100-01-148860	
商号	レジュプレス株式会社	
	コインチェック株式会社	平成29年 3月10日変更 平成29年 3月10日登記
本店	東京都渋谷区東4-4-6	
	東京都渋谷区桜丘町8-17 シャレー渋谷A棟801	平成27年 2月13日移転 平成27年 2月16日登記
	東京都渋谷区円山町3-1 小木曾ビル3F	平成28年 2月16日移転 平成28年 2月17日登記
	東京都渋谷区恵比寿西2-7-3 いちご恵比寿西ビル4F	平成28年12月12日移転 平成28年12月26日登記
	東京都渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル3F	平成29年 7月31日移転 平成29年 8月 3日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成24年8月28日	
目的	1 求人、採用活動に関するインターネット及び携帯電話等を利用したWEBアプリケーション、コンテンツ等の企画、制作、運営、販売及びコンサルティング業務 2 前号に付帯関連する一切の業務	
	1. 求人、採用活動に関するインターネット及び携帯電話等を利用したWEBアプリケーション、コンテンツ等の企画、制作、運営、販売及びコンサルティング業務 2. 仮想通貨交換業 3. 前各号に付帯関連する一切の業務 平成29年 3月10日変更 平成29年 3月10日登記	
発行可能株式総数	2億株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 156万2500株 各種の株式の数 普通株式 125万株 A種優先株式 31万2500株	平成25年 3月29日変更 平成25年 7月25日登記
	発行済株式の総数 177万5267株 各種の株式の数 普通株式 125万株 A種優先株式 31万2500株 B種優先株式 21万2767株	平成27年 8月31日変更 平成27年 9月10日登記
資本金の額	金1700万円	平成25年 3月29日変更 平成25年 7月25日登記
	金4700万147円	平成27年 8月31日変更 平成27年 9月10日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 1億9968万7500株 A種優先株式 31万2500株 A種優先株式の内容 1 残余財産の分配 当社は、残余財産（その種類を問わない）を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者（以下、総称して「A種優先株主等」という）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」と	

いう)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の2倍に相当する額を分配する。A種優先株主等に対し当該分配がなされた後に、なお分配する残余財産が存する場合、A種優先株主等及び普通株主等に対し、それぞれ、A種優先株式1株あたりの分配額と普通株式1株あたりの分配額が、当該分配日においてA種優先株主がA種優先株式につき転換(次項で定義される。)を請求したと仮定した場合にA種優先株式1株につき交付すべき普通株式の数対1の割合となるよう分配する。

2 普通株式の交付と引換えにする取得請求権(転換請求権)

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金64円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し自己株式を除く)」と、「株式分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し自己株式を除く)」とそれぞれ読み替える。

調整前取得価額 = (調整前取得価額 × 株式分割前発行済普通株式数) ÷ 株式分割後発行済普通株式数

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

調整前取得価額 = 調整前取得価額 × (株式併合前発行済普通株式数 ÷ 株式併合後発行済普通株式数)

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合(但し、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利(以下「潜在株等」という。))に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。)、以下の算式(以下「取得価額調整式」という。))に従って取得価額が調整されるものとする。取得価額調整式における「発行済普通株式の数」とは、潜在株等につき当会社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとし、「当会社が保有する普通株式の数」とは、当会社が保有する取得請求権付株式又は取得条項付株式につき当会社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとする。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 【{(発行済普通株式の数 - 当会社が保有する普通株式の数)} + {(新たに発行する普通株式の数 × 1株あたり払込金額) ÷ 調整前取得価額} ÷ {(発行済普通株式の数 - 当会社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}】

調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他これに類する証券を発行又は処分する場合、かかる株式その他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式その他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。なお、本号による取得

価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役員又は使用人に対して発行される新株予約権（但し、新株予約権の目的となる普通株式の数が156,250株を下回る場合に限る。）については、適用されないものとする。

(b) (a)に掲げた事由によるほか、次の(i)ないし(iv)に該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) (a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当会社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) (a)の(v)に定める新株予約権（(a)の(v)なお書きに定めるものを除く。）の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) (a)にかかわらず、(a)の(ii)に定める場合を除き、発行済のA種優先株式の三分の二を保有するA種優先株主が、各号に定める取得価額の調整を不要である旨発行会社に書面により通知した場合には、各号に定める取得価額の調整は行われないものとする。

(d) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(f) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、A種優先株主等に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) A種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当会社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

A種優先株式1株に対して交付される普通株式数 = 当初取得価額 ÷ 取得価額
但し、当初取得価額は、A種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、当会社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

3 普通株式の交付と引換えにする取得条項（強制転換）

当会社は、以下の事由が生じた場合には、当会社が定める日に、前項に定める転換の条件に従い、残存するA種優先株式の全てにつき転換を行うことができる。なお、普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

① 当会社が、普通株式を、国内外を問わず、証券取引所に上場することが確定した場合

4 A種優先種類株主総会の決議の排除

当会社においては、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

平成25年 3月27日変更 平成25年 7月25日登記

普通株式 1億9947万4733株

A種優先株式 31万2500株

B種優先株式 21万2767株

A種優先株式内容

1 残余財産の分配

当会社は、残余財産（その種類を問わない）を分配するときは、本条第3項に定められる通りB種優先株主又はB種優先登録株式質権者（以下、総称して「B種優先株主等」という）に対し分配を行い、当該分配がなされた後に、なお分配する残余財産が存する場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者（以下、総称して「A種優先株主等」という）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」という）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の2倍に相当する額を分配する。A種優先株主等に対し当該分配がなされた後に、なお分配する残余財産が存する場合、A種優先株主等及び普通株主等に対し、それぞれ、A種優先株式1株あたりの分配額と普通株式1株あたりの分配額が、当該分配日においてA種優先株主がA種優先株式につき転換（次項で定義される。）を請求したと仮定した場合にA種優先株式1株につき交付すべき普通株式の数対1の割合となるよう分配する。

2 普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）
A種優先株主は、A種優先株式取得日以降、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金64円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（以下「潜在株等」という。）に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）に従って取得価額が調整されるものとする。取得価額調整式における「発行済普通株式の数」とは、潜在株等につき当会社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとし、「当会社が保有する普通株式の数」とは、当会社が保有する取得請求権付株式又は取得条項付株式につき当会社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとする。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当会社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{（発行済普通株式の数）}}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当会社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他これに類する証券を発行又は処分する場合、かかる株式その他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式その他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。なお、本号による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の役員又は使用人に対して発行される新株予約権（但し、新株予約権の目的となる普通株式の数が156,250株を下回る場合に限る。）については、適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)ないし(iv)に該当する場合には、当会社はA優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知しうえ、取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のため

に取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権(上記(a)の(v)なお書きに定めるものを除く。)の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 上記(a)にかかわらず、(a)の(ii)に定める場合を除き、発行済のA種優先株式の三分の二を保有するA種優先株主が、各号に定める取得価額の調整を不要である旨発行会社に書面により通知した場合には、各号に定める取得価額の調整は行われぬものとする。

(d) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(f) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、A種優先株主等に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりA種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) A種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

A種優先株式1株に対して 当初取得価額

＝
――
交付される普通株式数 取得価額

但し、当初取得価額は、A種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、当社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

3 普通株式の交付と引換えにする取得条項(強制転換)

当社は、以下の事由が生じた場合には、当社が定める日に、前項に定める転換の条件に従い、残存するA種優先株式の全てにつき転換を行うことができる。なお、普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

当会社が、普通株式を、国内外を問わず、証券取引所に上場することが確定した場合

4 A種優先種類株主総会の決議の排除

当社においては、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

B種優先株式内容

1 残余財産の分配

当社は、残余財産(その種類を問わない。)を分配するときは、B種優先株主等に対し、A種優先株主等及び普通株主又は普通登録株式質権者(以下、総称して「普通株主等」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の1.5倍に相当する額を分配する。B種優先株主等に対し当該分配がなされた後に、なお分配する残余財産が存する場合、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の2倍に相当する額を分配する。A種優先株主等に対し当該分配がなされた後に、なお分配する残余財産が存する場合、A種優先株主等、B種優先株主等及び普通株主等に対し、それぞれ、A種優先株式1株あたりの分配額及びB種優先株式1株あたりの分配額と普通株式1株あたりの分配額が、当該分配日においてA種優先株主がA種優先株式につき、B種優先株主がB種優先株式につき、転換(次頁で定義される。)を請求したと仮定した場合にA種優先株式1株及びB種優先株式1株につき交付すべき普通株式の数対1の割合となるよう分配する。

2 普通株式の交付と引換えにする取得請求権(転換請求権)

B種優先株主は、B種優先株式取得日以降、当社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当社の普通株式を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき金282円とする。

② 取得価額の調整

(a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式分割又は株式無償割当てにより当社の普通株式を発行または割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、その時点で当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数及び株式分

割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し自己株式を除く。）」と、「株式分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（以下「潜在株等」という。）に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）に従って取得価額が調整されるものとする。取得価額調整式における「発行済普通株式の数」とは、潜在株等につき当社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとし、「当社が保有する普通株式の数」とは、当社が保有する取得請求権付株式又は取得条項付株式につき当社が普通株式を交付したと仮定した場合における普通株式の数を含むものとする。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \left[\frac{\text{（発行済普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数）} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right]$$

調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式その他これに類する証券を発行又は処分する場合、かかる株式その他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式その他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。なお、本号による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の役員又は使用人に対して発行される新株予約権（但し、新株予約権の目的となる普通株式の数が〔1, 775, 267〕株を下回る場合に限る。）については、適用されないものとする。

(b) (a)に掲げた事由によるほか、次の(i)ないし(iv)に該当する場合には、当社はB優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) (a)の(iv)に定める株式、新株予約権もしくはその他の証券について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権もしくはその他の証券すべてを当社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) (a)の(v)に定める新株予約権((a)の(v)なお書きに定めるものを除く。)の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) (a)にかかわらず、(a)の(ii)に定める場合を除き、発行済のB種優先株式の三分の二を保有するB種優先株主が、各号に定める取得価額の調整を不要である旨発行会社に書面により通知した場合には、各号に定める取得価額の調整は行われぬものとする。

(d) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(f) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、B種優先株主等に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③ 取得請求権の行使によりB種優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数

(a) B種優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{B種優先株式1株に対して} \quad \frac{\text{当初取得価額}}{\text{取得価額}} = \text{交付される普通株式数}$$

但し、当初取得価額は、B種優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、当社の取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

3 普通株式の交付と引換えにする取得条項(強制転換)

当社は、以下の事由が生じた場合には、当社が定める日に、前項に定める転換の条件に従い、残存するB種優先株式の全てにつき転換を行うことができる。なお、普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

①当社が、普通株式を、国内外を問わず、証券取引所に上場することが確定した場合

4 B種優先種類株主総会の決議の排除

当社においては、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

平成27年 8月13日変更 平成27年 9月10日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 和田 晃 一 良	平成26年 2月28日就任	
		平成26年 3月 7日登記	
	取締役 和田 晃 一 良	平成27年 5月25日重任	
		平成29年10月20日登記	
	取締役 和田 晃 一 良	平成29年 5月31日重任	
		平成29年10月20日登記	
	取締役 和田 圭 祐	平成26年 2月28日就任	
		平成26年 3月 7日登記	
	取締役 和田 圭 祐	平成27年 5月25日重任	
		平成29年10月20日登記	
	取締役 和田 圭 祐	平成29年 5月31日重任	
		平成29年10月20日登記	
取締役 大塚 雄 介	平成26年 2月28日就任		
	平成26年 3月 7日登記		
取締役 大塚 雄 介	平成27年 5月25日重任		
	平成29年10月20日登記		
取締役 大塚 雄 介	平成29年 5月31日重任		
	平成29年10月20日登記		

	取締役	溝部 拓郎	平成26年 2月28日就任	
			平成26年 3月 7日登記	
			平成27年12月27日辞任	
			平成27年12月28日登記	
			辞任の登記	
			平成29年10月20日抹消	
	取締役	溝部 拓郎		
			平成29年10月20日抹消により回復	
	取締役	溝部 拓郎	平成27年 5月25日重任	
			平成29年10月20日登記	
			平成27年12月27日辞任	
			平成29年10月20日登記	
	東京都港区南麻布四丁目4番21号ベルコート南麻布102	代表取締役	和田 晃一良	平成26年 2月28日就任
	東京都品川区上大崎一丁目12番21号ステラメゾン白金台302	代表取締役	和田 晃一良	平成26年 3月 7日登記
	東京都品川区上大崎一丁目12番21号ステラメゾン白金台302	代表取締役	和田 晃一良	平成26年 6月12日住所移転
				平成26年 6月16日登記
	東京都渋谷区桜丘町4-6パレステュディオ渋谷ステーションフロント1403	代表取締役	和田 晃一良	平成27年 9月11日住所移転
				平成27年 9月11日登記
東京都渋谷区道玄坂一丁目18番4号グランドパーク渋谷ブランシェ1001	代表取締役	和田 晃一良	平成28年 2月16日住所移転	
			平成28年 2月17日登記	
東京都渋谷区恵比寿南1-11-16KDXレジデンス恵比寿704	代表取締役	和田 晃一良	平成28年12月12日住所移転	
			平成28年12月26日登記	
東京都渋谷区恵比寿南1-11-16KDXレジデンス恵比寿704	代表取締役	和田 晃一良	平成27年 5月25日重任	
			平成29年10月20日登記	
東京都渋谷区恵比寿南1-11-16KDXレジデンス恵比寿704	代表取締役	和田 晃一良	平成29年 5月31日重任	
			平成29年10月20日登記	
東京都渋谷区東一丁目2番20号	代表取締役	和田 晃一良	平成29年 8月 5日住所移転	
			平成29年10月20日登記	
監査役	佐俣 安理		平成26年 4月 1日就任	
			平成26年 5月 9日登記	
監査役	佐俣 安理		平成28年 5月 6日重任	
			平成29年10月20日登記	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 16万6000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社の普通株式16万6000株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に			

本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
 本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 1株につき金225円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

(2) 当社が、(i)時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入し

ない。)

- ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的たる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
 - (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われぬものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月27日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 前(1)及び(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - ①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - ②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
- (4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ②当社又は子会社の使用人

- ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (5) 当社の取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

平成28年12月27日発行

平成29年 1月 5日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

9506個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社の普通株式9506株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金2万2532円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」の第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2) 当社が、(i) 時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。
 ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数(当社が保有するものを除く。)及び発行済の潜在株式等(当社が保有するものを除く。)の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする(但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)
 ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項目の第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第(2)号に基づく調整は行われないものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年9月30日から10年間。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 前(1)及び(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買取について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買取」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 ③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 ④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 ⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(4) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(5) 当社の取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

平成29年 9月30日発行

平成29年10月20日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成24年10月30日東京都中央区東日本橋三丁目5番5号TOKYOST AGE801号から本店移転

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。